

業務用冷凍空調機器ユーザーによる

# 簡易点検の手引き

改正フロン法対応(フロン類の漏えい点検)

## 機台搭載クーラー編



## 1. 背景

業務用冷凍空調機器に使用されている「冷媒」の多くはフロンガスですが、現在使用されているフロン類の多くは、代替フロンと言い、「オゾン層を破壊しない」ものに転換されています。

しかし、その代替フロンが大気に放出されると地球温暖化に対する影響が「CO<sub>2</sub>の数千倍」といわれており、排出削減が喫緊の課題となっています。

そこで、平成25年6月12日、「フロン回収破壊法」が改正されました。この改正では、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:フロン排出抑制法)と名称を変更し、『できるだけフロン類を使用しない製品を製造し、使用しよう』、『フロン類を使用している製品については、排出をしないようきちんと管理をしよう』と、取り決められました。

この「フロン排出抑制法」では、フロン類の製造から廃棄までの「フロンメーカー」、フロン類を使用する冷凍空調機器を使用している「機器ユーザー」に国が「判断の基準」を定め、各当事者のその遵守を求めるものとなっています。

※経産省・環境省・日設連発行「簡易点検の手引き」を参考に作成

## 2. 簡易点検について

### (1) 対象機器と点検頻度

全ての機器ユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について「簡易点検」を**四半期に1回以上**行うよう定められており、機台搭載クーラーも該当いたします。

また、機台搭載クーラーは一般的に冬季の使用は想定されませんが、未使用期間中も「簡易点検」は行う必要があります。

### (2) 点検者

「簡易点検」は、**機器ユーザーが自ら実施する**ことが求められています。

レンタル物件の場合は、一般的にはレンタル会社に「簡易点検」の実施が求められますが、簡易点検のためだけに人員を派遣しなくても、別の用件があった場合に入念に点検するなど、可能な範囲での簡易点検が求められています。なお、レンタル会社から使用者などに簡易点検を委託した場合も、簡易点検の実施とみなされます。

### (3) 簡易点検要領

基本的には「**点検者が安全で容易にできる外観目視点検**」を実施することになります。機器が防護柵がない屋根に設置されている場合や、長い脚立を使用しないと点検できない場合などはこの限りではありません。

詳細は、次頁以降に点検要領を示します。

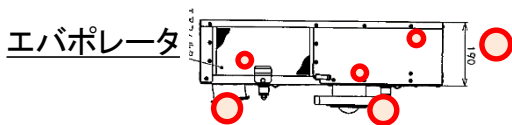
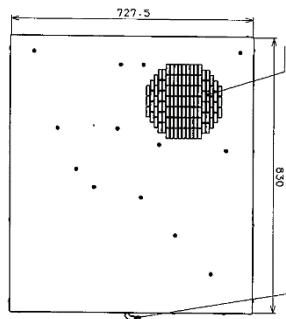
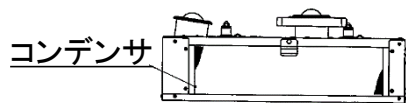
### (4) 点検結果の処置

「簡易点検」により、フロンの漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに専門業者に点検・修理を依頼してください。

また、点検結果は記録し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

# 【機台搭載クーラー 点検要領】

## (1) 機器の外観を目視点検する



①熱交換器の損傷・油にじみ・腐食の有無を確認する(コンデンサ・エバポレーター)  
(安全で容易に確認ができる場合)

②本体の傷・錆の有無を確認する  
(安全で容易に確認ができる場合)

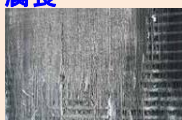
損傷



油にじみ



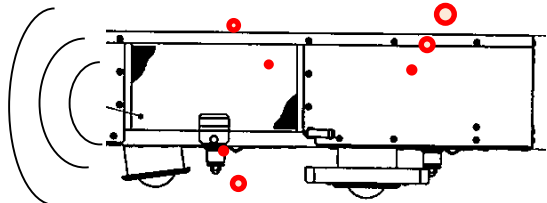
腐食



## (2) 機器の運転状態を確認する

霜付き有無

異常振動



カタ!カタ!

①本体の異常振動有無および異常音有無を確認する  
(安全で容易に確認ができる場合)

異常音の例「カタ! カタ!」

②熱交換器の霜付きの有無を確認する  
(安全で容易に確認ができる場合)

(注意)

周囲温度が使用温度(25℃)以下の場合、機器破損の危険性があるので運転しないでください。